

第555回（令和7年度第6回）

鳥取地方最低賃金審議会次第

日時 令和8年3月13日（金） 16時00分～

場所 鳥取労働局 4階大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 鳥取地方最低賃金審議会運営規程及び鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程の一部改正について

(2) 令和7年度最低賃金の改正決定状況等について

(3) 鳥取県特定（産業別）最低賃金の改正等に関する意向表明について

(4) 令和8年度鳥取地方最低賃金審議等について

(5) その他

ア 令和8年度事業場視察の実施について

イ その他

3 閉 会

資 料 目 次

No.	資 料	頁
1	第58期鳥取地方最低賃金審議会委員名簿（令和8年1月15日現在）	1
2	鳥取地方最低賃金審議会運営規程 改正(案)	3
3	鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程 改正（案）	9
4	鳥取地方最低賃金審議会会議公開事務処理要領 改正（案）	15
5	令和7年度鳥取地方最低賃金審議会開催実績	31
6	年度別最低賃金改正一覧表	35
7	令和7年度地域別最低賃金改定状況	37
8	令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況	39
9	特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について	47
10	令和8年度における特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について	49
11	意向表明時点における特定（産業別）最低賃金の適用労働者数及び適用使用者数	51
12	令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表	53
13	鳥取地方最低賃金審議会事業場視察実績	57
14	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱 （令和7年12月16日一部改正）	59
15	持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金の募集（鳥取県）	73

第 58 期鳥取地方最低賃金審議会委員名簿

任期：令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

令和 8 年 1 月 15 日現在（五十音順）

区分	ふりがな 氏名	現職
公益 代表 表	いしかわ ますみ 石川 真澄	公立鳥取環境大学経営学部 副学長補佐
	きはら なほこ 木原 奈穂子	国立大学法人鳥取大学農学部 准教授
	さとう まさし 佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部 准教授
	どうまえ みどり 道前 緑	学校法人藤田学院鳥取短期大学生活学科 教授
	なかの さとし 中野 聡	中野社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士
労働 者代 表	あさやま りな 浅山 里奈	UAゼンセン鳥取県支部 支部長
	てらだ まり 寺田 真理	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長
	もり ゆかり 森 由香里	フード連合山陰地区協議会 事務局長
	やまさき まこと 山崎 睦	全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会 執行委員長
	やました こうじ 山下 浩二	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長
使 用 者 代 表	いけたに ゆうじ 池谷 勇治	鳥取県商工会連合会 理事
	にしむら ともみ 西村 知巳	一般社団法人鳥取県経営者協会 専務理事
	はなぼら ひであき 花原 秀明	一般社団法人H&C 代表理事
	ふくしま とみこ 福嶋 登美子	鳥取商工会議所女性会 理事
	よねはら まさあき 米原 正明	鳥取県中小企業団体中央会 副会長

鳥取地方最低賃金審議会運営規程

昭和34年7月20日

(鳥取地方最低賃金審議会第1回会議にて議決)

(規程の目的)

第1条 この規程は、鳥取地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、鳥取労働局長(以下「局長」という。)、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席)

第4条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

3 公開については、別に定める鳥取地方最低賃金審議会~~の~~会議公開事務処理要領によるものとする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を会長及び会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得たうえで作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規程は、小委員会について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書を局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成8年3月29日)

第6条から第8条までの改正規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月15日)

第7条第2項の改正規程は、平成9年12月15日から施行する。

附 則 (平成13年5月9日)

第1条、第2条、第5条から第8条までの改正規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則 (平成16年8月24日)

第6条、第7条の改正規程は、平成16年9月10日から施行する。

附 則 (平成22年7月5日)

第1条から第8条までの改正規程は、平成22年7月5日から施行する。

附 則 （令和4年3月11日）

第1条、第4条、第6条及び第7条の改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和8年3月13日）

第6条の改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取地方最低賃金審議会運営規程

昭和 34 年 7 月 20 日

(鳥取地方最低賃金審議会第 1 回会議にて議決)

(規程の目的)

第 1 条 この規程は、鳥取地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、鳥取労働局長（以下「局長」という。）、5 人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 1 人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の 1 週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第 3 条 会長は、審議会の議決により、特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席)

第 4 条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 3 公開については、別に定める鳥取地方最低賃金審議会会議公開事務処理要領によるものとする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を会長及び会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得たうえで作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規程は、小委員会について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書を局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成8年3月29日)

第6条から第8条までの改正規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 （平成9年12月15日）

第7条第2項の改正規程は、平成9年12月15日から施行する。

附 則 （平成13年5月9日）

第1条、第2条、第5条から第8条までの改正規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則 （平成16年8月24日）

第6条、第7条の改正規程は、平成16年9月10日から施行する。

附 則 （平成22年7月5日）

第1条から第8条までの改正規程は、平成22年7月5日から施行する。

附 則 （令和4年3月11日）

第1条、第4条、第6条及び第7条の改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和8年3月13日）

第6条の改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取地方最低賃金審議会
最低賃金専門部会運営規程

令和~~5~~8年~~9~~4月~~1~~31日改正

(目的)

第1条 鳥取地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(会議の招集)

- 第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、鳥取労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席)

- 第4条 委員は、部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第6条第6項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に侵害されるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 3 公開については、別に定める鳥取地方最低賃金審議会会議公開事務処理要領によるものとする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を部会長及び部会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得たうえで作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告書の提出)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときには、報告書をその都度、議決書を鳥取地方最低賃金審議会会長に提出するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、鳥取地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成8条3月29日)

第6条から第8条までの改正規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月15日)

第7条第2項の改正規程は、平成9年12月15日から施行する。

附 則 (平成13年5月9日)

第1条、第2条、第5条から第8条の改正規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則 (平成16年8月24日)

第6条、第7条の改正規程は、平成16年9月10日から施行する。

附 則 (平成22年7月5日)

第1条、第2条、第3条、第4条から第6条及び第9条の改正規程は、平成22年7月5日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日)

第7条の改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月13日)

第4条の改正規程は、令和5年9月13日から施行する。

附 則 (令和8年3月13日)

第6条の改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

令和8年4月1日改正

(目的)

第1条 鳥取地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、鳥取労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第6条第6項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に侵害されるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 3 公開については、別に定める鳥取地方最低賃金審議会会議公開事務処理要領によるものとする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を部会長及び部会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得たうえで作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告書の提出)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときには、報告書をその都度、議決書を鳥取地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、鳥取地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成 8 年 3 月 29 日)

第 6 条から第 8 条までの改正規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 12 月 15 日)

第 7 条第 2 項の改正規程は、平成 9 年 12 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 5 月 9 日)

第 1 条、第 2 条、第 5 条から第 8 条の改正規程は、平成 13 年 5 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 8 月 24 日)

第 6 条、第 7 条の改正規程は、平成 16 年 9 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 7 月 5 日)

第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条から第 6 条及び第 9 条の改正規程は、平成 22 年 7 月 5 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 11 日)

第 7 条の改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 9 月 13 日)

第 4 条の改正規程は、令和 5 年 9 月 13 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 13 日)

第 6 条の改正規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

鳥取地方最低賃金審議会会議公開事務処理要領

~~本この事務処理要領は、鳥取地方最低賃金審議会及び専門部会の会議の公開に関しについて、鳥取地方最低賃金同審議会運営規程（以下「規程」という。）及び同審議会最低賃金専門部会運営規程の定めによるほか、第6条に基づき公開するにあたり、手続き等を定めたものである。その具体的な取扱について定める。~~

1 事前対応

- (1) ~~会議開催日の概ね10日前に以下について鳥取労働局掲示板及びホームページに、別紙1により公示を行なうこと。~~
 - ・ 日時
 - ・ 場所
 - ・ 議題
 - ・ 傍聴者定員
 - ・ ~~傍聴者募集要領等~~~~申し込み締切りは、抽選のある場合を考慮して休日を除く3会議開催日の2日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までとする。~~
- (2) 電話照会には公示以降対応すること。
- (3) ~~申し込み締切り時点で、申し込み者が募集人員をオーバーした場合は、事務局で無作為に抽選し傍聴人を決定すること。~~
- (4) ~~決定した傍聴人に対し審議会会議開催日の2-1日前までに連絡すること。~~

2 当日の対応

- (1) ~~別紙2により傍聴人名簿を作成の上、傍聴人に対し名簿と同一番号の傍聴整理券別紙3を受付けにて配布すること。傍聴席にも番号を振出し、傍聴人名簿と同一番号の傍聴人席に着席させること。~~
- (2) ~~傍聴人に対して、「審議会傍聴に当たっての遵守事項傍聴される方の注意事項」（別添）を配布すること。なお、遵守注意事項に反している者など妨害者に対しては、遵守注意事項を説明の上、その行為を口答でやめさせる他、必要に応じて別紙4の書面により退去要求を行なうこと。~~
- (3) ~~審議会会議開会5分前に、傍聴人に対し、審議会事務局から改めて遵守注意事項の説明を行なうこと。~~

~~3 事後対応~~

~~規程第7条に基づく議事録等の公開については、開催後30日以内を目処とする。~~

平成令和〇〇年〇〇月〇〇日

第〇〇〇回鳥取地方最低賃金審議会（専門部会）の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は下記5の傍聴者募集要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 平成令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
- 2 場 所 〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 議 題 〇〇〇〇〇〇〇〇
- 4 傍聴者定員 6人（会場の都合により変更することがある）若干名（抽選制）
- 5 傍聴者募集要領

~~(1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとにはがき又はファックスにて傍聴を希望される審議会の開催日の他、所属、氏名、住所、及び電話番号を御記入の上、下記宛に平成〇〇年〇〇月〇〇日（必着）までにお申し込みください。~~

~~はがきの場合：〒680-8522~~

~~鳥取市富安2丁目89-9~~

~~鳥取労働局 労働基準部 賃金室 宛~~

~~ファックスの場合：0857-23-2423~~

~~鳥取労働局 労働基準部 賃金室 宛~~

~~(2) 会場収容人員に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。~~

~~(3) 応募の結果、傍聴いただける方には、電話で連絡いたします。~~

~~(4) 当日は、審議会開催の5分前までにお越しください。審議会開始後の入室は認められませんので御注意ください。~~

~~なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることがわかるものをお持ちください。~~

~~6 その他~~

~~・ 傍聴される場合は、別添の遵守事項を厳守してください。~~

~~・ 車椅子をお使いになられる方はその旨お申し込みの際にお書き添えください。又、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の御氏名も併せてお書き添えください。~~

(1) 傍聴を希望される方は、別添の傍聴申込書を記入して申込先にお申し込みください。

〔申込先〕

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9 鳥取労働局 労働基準部 賃金室

メールアドレス：tottori-shingikai@mhlw.go.jp

※電話でのお申し込みは御遠慮ください。

(2) 申込締切

令和〇年〇月〇日(〇)〇時〇分(必着)

会場の収容人数には限りがあるため、希望者が多数の場合には抽選となりますので御了承ください。当落の御連絡を電話又は電子メールにて行います。

※ 当日は、開催時刻の5分前までに上記の会議室に直接お越しください。入場の際、受付にて本人確認をさせていただく場合がございますので、写真付身分証明書(免許証、マイナンバーカード、社員証、パスポート等)を御持参ください。

※ 車椅子で傍聴を希望される方は、その旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

6 その他

(1) 諸般の事情により、会議開催日が変更または会議が中止される場合があります。

担当：鳥取労働局 労働基準部 賃金室

電話 0857-29-1705

(別添)

~~鳥取地方最低賃金審議会傍聴にあたっての遵守事項
傍聴される方の注意事項~~

- ~~1 傍聴整理券番号と同じ番号席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。~~
- ~~2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。~~
- ~~3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。~~
- ~~4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用はご遠慮ください。~~
- ~~5 静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んでください。~~
- ~~6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。~~
- ~~7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内に持ち込めません。~~
- ~~8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。~~
- ~~9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。~~
- ~~10 その他、会長及び鳥取地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。~~

~~— なお、上記の事項に違反する行為を行なう者については、その者を退場させることがあります。 —~~

会議の傍聴にあたり、次の注意事項を遵守してください。
これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 傍聴整理券番号と同じ傍聴席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。

- 3 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 4 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません。
- 5 服装を整えて会場に入ってください。はちまき、ゼッケン、たすき、腕章等は着用しないでください。
- 6 危険な物、旗、ヘルメット、ビラ、プラカード等は持ち込まないでください。
- 7 静粛を旨とし、意見を表明するなど議論の妨害になるような行為はしないでください。
- 8 委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。また、会議開始前後の審議会委員等への要請、陳情等はお控えください。
- 9 飲食等はしないでください。
- 10 途中での入退室はやむを得ない場合のみとします。
- 11 酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 12 会場及び建物の警備上の理由により身分証明書をご提示いただくことがあります。
- 13 会長（部会長）及び事務局職員の指示に従ってください

鳥取地方最低賃金審議会傍聴申込書

会議名 第〇〇〇回鳥取地方最低賃金審議会（専門部会）
日時 平成令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分～
〇〇時〇〇分

標記の審議会上記の会議について傍聴したく申し込みします。

所 属 _____

氏 名 _____

住 所 _____

連絡先 電話 _____

Faxメール _____

車いす使用の有無 有 ・ 無

介助者の有無 有（介助者名 _____）

第〇〇〇回鳥取地方最低賃金審議会（専門部会）

（平成令和〇〇年〇〇月〇〇日）傍聴人名簿

番号	所属	氏名	住所	電話番号 連絡先
1				
2				
3				
4				
5				
6				

傍聴整理券

第〇~~〇〇~~回鳥取地方最低賃金審議会（専門部会）

No.〇

鳥取地方最低賃金審議会（専門部会）

退去要求

審議会会議の妨げとなる行為をしておられる方に要求します。

あなたの行為は、**審議会会議**の秩序を乱し、会の進行を妨げるものです。

すみやかに会場外に退去してください。

平成令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

鳥取地方最低賃金審議会（**専門部会**）
会長（**部会長**）〇〇〇〇

退去要求

審議会会議の傍聴券がなく、入場を希望しておられる方に要求します。

みなさんの行為は、**審議会会議**の秩序と静穏を害し、**審議会会議**の進行を妨げるものです。

すみやかに会場外に退去してください。

平成令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

鳥取地方最低賃金審議会（**専門部会**）
会長（**部会長**）〇〇〇〇

鳥取地方最低賃金審議会会議公開事務処理要領

この事務処理要領は、鳥取地方最低賃金審議会及び専門部会の会議の公開に関し、鳥取地方最低賃金審議会運営規程及び同審議会最低賃金専門部会運営規程の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。

1 事前対応

(1) 会議開催日の概ね 10 日前に以下について、鳥取労働局掲示板及びホームページに別紙 1 により公示を行うこと。

- ・ 日時
- ・ 場所
- ・ 議題
- ・ 傍聴者定員
- ・ 傍聴者募集要領等

申込締切は、会議開催日の 2 日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までとする。

(2) 電話照会には公示以降対応すること。

(3) 申込締切時点で、申込者が募集人員をオーバーした場合は、事務局で無作為に抽選し傍聴人を決定すること。

(4) 決定した傍聴人に対し会議開催日の 1 日前までに連絡すること。

2 当日の対応

(1) 別紙 2 により傍聴人名簿を作成の上、傍聴人に対し名簿と同一番号の傍聴整理券別紙 3 を受付にて配布すること。傍聴席にも番号を振出し、傍聴人名簿と同一番号の傍聴席に着席させること。

(2) 傍聴人に対して、「傍聴される方の注意事項」(別添)を配布すること。なお、注意事項に反している者など妨害者に対しては、注意事項を説明の上、その行為を口答でやめさせる他、必要に応じて別紙 4 の書面により退去要求を行うこと。

(3) 会議開会 5 分前に、傍聴人に対し、事務局から改めて注意事項の説明を行うこと。

第〇回鳥取地方最低賃金審議会（専門部会）の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記5の傍聴者募集要領によりお申し込みください。

記

- 1 日時 令和〇年〇月〇日（〇）〇時〇分～
- 2 場所 〇〇〇〇〇
- 3 議題 〇〇〇〇〇
- 4 傍聴者定員 若干名（抽選制）
- 5 傍聴者募集要領

- (1) 傍聴を希望される方は、別添の傍聴申込書を記入して申込先にお申し込みください。

〔申込先〕

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9 鳥取労働局 労働基準部 賃金室

メールアドレス：tottori-shingikai@mhlw.go.jp

※電話でのお申し込みは御遠慮ください。

- (2) 申込締切

令和〇年〇月〇日（〇）〇時〇分（必着）

会場の収容人数には限りがあるため、希望者が多数の場合には抽選となりますので御了承ください。当落の御連絡を電話又は電子メールにて行います。

※ 当日は、開催時刻の5分前までに上記の会議室に直接お越しください。入場の際、受付にて本人確認をさせていただく場合がございますので、写真付身分証明書（免許証、マイナンバーカード、社員証、パスポート等）を御持参ください。

※ 車椅子で傍聴を希望される方は、その旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

- 6 その他

- (1) 諸般の事情により、会議開催日に変更または会議が中止される場合があります。

鳥取労働局 労働基準部 賃金室

電話 0857-29-1705

(別添)

傍聴される方の注意事項

会議の傍聴にあたり、次の注意事項を遵守してください。

これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 4 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません。
- 5 服装を整えて会場に入ってください。はちまき、ゼッケン、たすき、腕章等は着用しないでください。
- 6 危険な物、旗、ヘルメット、ビラ、プラカード等は持ち込まないでください。
- 7 静粛を旨とし、意見を表明するなど議論の妨害になるような行為はしないでください。
- 8 委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。また、会議開始前後の審議会委員等への要請、陳情等はお控えください。
- 9 飲食等はしないでください。
- 10 途中での入退室はやむを得ない場合のみとします。
- 11 酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 12 会場及び建物の警備上の理由により身分証明書をご提示いただくことがあります。
- 13 会長（部会長）及び事務局職員の指示に従ってください。

傍聴申込書

会議名 第〇回鳥取地方最低賃金審議会（専門部会）
日 時 令和〇年〇月〇日（〇）〇時〇分～
場 所 〇〇〇〇〇

上記の会議について傍聴したく申し込みます。

所 属 _____

氏 名 _____

住 所 _____

連絡先 電話 _____

メール _____

車いす使用の有無 有 ・ 無

介助者の有無 有 （介助者名 _____）

第〇回鳥取地方最低賃金審議会（専門部会）（令和〇年〇月〇日）傍聴人名簿

番号	所属	氏名	住所	連絡先
1				
2				
3				
4				
5				

傍聴整理券

第○回鳥取地方最低賃金審議会（専門部会）

No.○

鳥取地方最低賃金審議会（専門部会）

退去要求

会議の妨げとなる行為をしておられる方に要求します。

あなたの行為は、会議の秩序を乱し、会議の進行を妨げるものです。すみやかに会場外に退去してください。

令和〇年〇月〇日〇時〇分

鳥取地方最低賃金審議会（専門部会）

会長（部会長）〇〇〇〇

退去要求

会議の傍聴券がなく、入場を希望しておられる方に要求します。みなさんの行為は、会議の秩序と静穏を害し、会議の進行を妨げるものです。すみやかに会場外に退去してください。

令和〇年〇月〇日〇時〇分

鳥取地方最低賃金審議会（専門部会）

会長（部会長）〇〇〇〇

令和7年度鳥取地方最低賃金審議会開催実績

番号	月日	開始時刻	会議名	主な審議内容
1	6月23日(月)	13:30	事業場視察（気高電機株式会社）	公労使委員（10名）による視察の実施
2	7月7日(月)	15:00	第1回公益委員会議	令和7年度の審議会運営等について
3	7月14日(月)	13:30	第550回鳥取地方最低賃金審議会	県最低賃金改正諮問、同専門部会設置等
4	7月31日(木)	9:30	第551回鳥取地方最低賃金審議会	基礎調査結果報告、特定最低賃金改正の必要性諮問、同専門部会設置
5	7月31日(木)	15:30	第1回鳥取県最低賃金専門部会	専門部会の運営について
6	8月1日(金)	13:55	第2回鳥取県最低賃金専門部会	意見陳述、改正審議
7	8月4日(月)	13:54	第3回鳥取県最低賃金専門部会	改正審議
8	8月5日(火)	13:30	第4回鳥取県最低賃金専門部会	目安伝達、改正審議
9	8月6日(水)	15:58	第5回鳥取県最低賃金専門部会	ビデオメッセージ放映（中賃会長）、改正審議
10	8月7日(木)	9:30	第6回鳥取県最低賃金専門部会	改正審議
11	8月7日(木)	17:00	第2回公益委員会議	公益委員見解（案）について
12	8月8日(金)	9:30	第7回鳥取県最低賃金専門部会	改正審議、全会一致による議決
13	8月8日(金)	15:00	第3回公益委員会議	公益委員見解（最終案）について
14	8月8日(金)	18:05	第552回鳥取地方最低賃金審議会	県最低賃金改正決定の報告
15	8月26日(火)	9:25	第553回鳥取地方最低賃金審議会	異議審議、議決
16	9月10日(水)	8:53	第1回特定最低賃金専門部会（電機）	改正の必要性の審議、議決
17	9月10日(水)	10:00	第1回特定最低賃金専門部会（各商）	改正の必要性の審議、議決
18	9月10日(水)	10:55	第554回鳥取地方最低賃金審議会	特定最低賃金改正の必要性の審議、議決
19	3月13日(金)	16:00	第555回鳥取地方最低賃金審議会	特定最低賃金意向表明等について

令和7年度 鳥取地方最低賃金審議会・各専門部会審議状況

開催時期	鳥取地方最低賃金審議会(6回)	地域別最低賃金専門部会(県最賃7回)
6/23(月)	事業場視察 13:30	
7/7(月)	第1回公益委員会議 15:00	
7/14(月)	① 第550回鳥取地方最低賃金審議会 会長及び会長代理の選任について 審議会、議事録、会議資料の公開と議事録の確認について 鳥取県最低賃金改正決定について(諮問) 資料説明(事業場視察概要報告等含む) 鳥取県最低賃金専門部会の設置について 意見聴取の方法について 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について 鳥取県最低賃金改正に係る要請の報告	
	「鳥取県最低賃金専門部会委員候補者推薦公示」 「鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示(最低賃金法第25条第5項)」 「鳥取県最低賃金改正審議に資するための関係労働者及び関係使用者からの意見発表者の募集」(ホームページ)	
7/31(木)	② 第551回鳥取地方最低賃金審議会 9:30 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について(状況報告) 意見聴取結果について 最低賃金に関する基礎調査結果等について 特定(産業別)最低賃金改正決定に係る申出について 特定(産業別)最低賃金改正決定の有無について(諮問)	① 第1回鳥取県最低賃金専門部会 15:30 部会長、部会長代理の選出について 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について(状況報告) 会議、議事録、会議資料の公開と議事録の確認について
	「特定(産業別)最低賃金専門部会委員候補者推薦公示」	
8/1(金)		② 第2回鳥取県最低賃金専門部会 13:55 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について(状況報告) 関係労使の意見の申出について 意見陳述 鳥取県最低賃金の改正審議
8/4(月)		③ 第3回鳥取県最低賃金専門部会 13:54 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について(状況報告) 鳥取県最低賃金の改正審議
8/5(火)		④ 第4回鳥取県最低賃金専門部会 13:30 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達) 鳥取県最低賃金の改正審議
8/6(水)		⑤ 第5回鳥取県最低賃金専門部会 15:58 中央最低賃金審議会会長から地方最低賃金審議会に対するビデオメッセージ 鳥取県最低賃金の改正審議

8/7(木)	第2回公益委員会議 17:00 鳥取地方最低賃金審議会専門部会の審議状況について 公益委員見解(案)について	第6回鳥取県最低賃金専門部会 9:30 鳥取県最低賃金の改正審議
8/8(金)	第3回公益委員会議 15:00 鳥取地方最低賃金審議会専門部会の審議状況について 公益委員見解(最終案)について ③ 第552回鳥取地方最低賃金審議会 18:05 鳥取県最低賃金専門部会報告について	⑦ 第7回鳥取県最低賃金専門部会 9:30 ※11:20休会、15:37再開 鳥取県最低賃金の改正審議 専門部会報告について(全会一致・6条5項適用) 改正決定について(答申)
「改正鳥取県最賃異議申出公示」(公示期間:公示の日の翌日から起算して15日を経過する日まで) <異議申出あり>		
8/26(火)	④ 第553回鳥取地方最低賃金審議会(異議審) 9:25 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する公示の結果について 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問) 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申) 鳥取県最低賃金 時間額1,030円(73円引上げ)	
・9/4(木) 官報公示 ・10/4(土) 効力発生		
9/10(水)	⑤ 第554回鳥取地方最低賃金審議会 10:55 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無の部会報告 改正決定の必要性の有無について(答申)	特定(産業別)最低賃金(1回) 電気機械器具等最低賃金(1回) 各種商品小売業最低賃金(1回) ① 第1回各種商品小売業最低賃金専門部会 10:00 部会長、部会長代理の選出について 会議、議事録、会議資料の公開と議事録の確認について 改正決定の必要性の審議 専門部会報告について(必要性なし)
3/13(金)	⑥ 第555回鳥取地方最低賃金審議会 16:00 特定(産業別)最低賃金の改定に係る意向表明について 令和8年度の最低賃金審議会について 令和8年度の事業場視察について	① 第1回電気機械器具等最低賃金専門部会 8:53 部会長、部会長代理の選出について 会議、議事録、会議資料の公開と議事録の確認について 改正決定の必要性の審議 専門部会報告について(必要性なし)

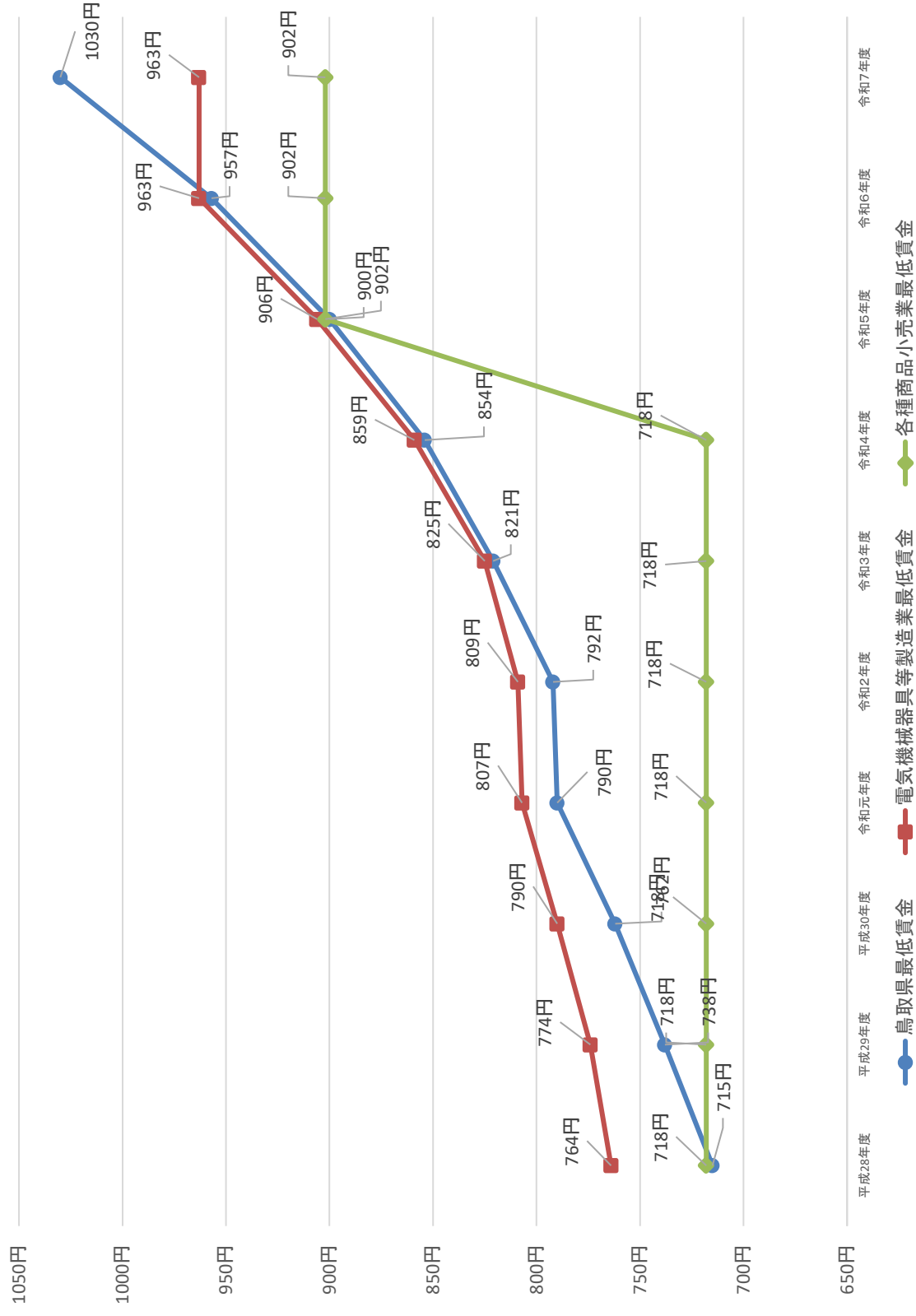
年度別最低賃金改正一覽表

鳥取県最低賃金		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
時間額		715円	738円	762円	790円	792円	821円	854円	900円	957円	1,030円
引上げ額		22円	23円	24円	28円	2円	29円	33円	46円	57円	73円
引上げ率		3.17%	3.22%	3.25%	3.67%	0.25%	3.66%	4.02%	5.39%	6.33%	7.63%
影響率		5.51%	9.39%	10.30%	8.79%	4.46%	14.65%	17.60%	15.03%	27.00%	30.22%
発効日		H28.10.12	H29.10.6	H30.10.5	R元.10.5	R2.10.2	R3.10.6	R4.10.6	R5.10.5	R6.10.5	R7.10.4

産業別最低賃金		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
時間額	鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	764円	774円	790円	807円	809円	825円	859円	906円	963円	963円
引上げ額		11円	10円	16円	17円	2円	16円	34円	47円	57円	改正審議なし
引上げ率		1.46%	1.31%	2.07%	2.15%	0.25%	1.98%	4.12%	5.47%	6.29%	
影響率		15.14%	16.49%	13.14%	19.88%	7.20%	20.78%	26.60%	29.94%	33.25%	
県最賃比率		106.85%	104.88%	103.67%	102.15%	102.15%	100.49%	100.59%	100.67%	100.63%	
発効日		H28.12.22	H30.1.11	H30.12.28	R元.12.28	R2.12.30	R3.12.17	R4.12.17	R5.12.17	R6.12.19	

鳥取県各種商品小売業最低賃金		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
時間額		718円	718円	718円	718円	718円	718円	718円	902円	902円	902円
引上げ額		8円	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	184円	改正審議なし	改正審議なし
引上げ率		1.13%							25.63%		
影響率		0.00%							18.55%		
県最賃比率		100.42%							100.22%		
発効日		H28.12.17							R5.12.15		

鳥取県の最低賃金額



令和7年度 地域別最低賃金 改定状況

鳥取労働局

都道府県名	ランク	目安額	最低賃金額【円】(※)	引上げ額【円】	目安差額	発効年月日
北海道	B	63	1,075 (1,010)	65	2	2025年10月4日
青森	C	64	1,029 (953)	76	12	2025年11月21日
岩手	C	64	1,031 (952)	79	15	2025年12月1日
宮城	B	63	1,038 (973)	65	2	2025年10月4日
秋田	C	64	1,031 (951)	80	16	2026年3月31日
山形	C	64	1,032 (955)	77	13	2025年12月23日
福島	B	63	1,033 (955)	78	15	2026年1月1日
茨城	B	63	1,074 (1,005)	69	6	2025年10月12日
栃木	B	63	1,068 (1,004)	64	1	2025年10月1日
群馬	B	63	1,063 (985)	78	15	2026年3月1日
埼玉	A	63	1,141 (1,078)	63	0	2025年11月1日
千葉	A	63	1,140 (1,076)	64	1	2025年10月3日
東京	A	63	1,226 (1,163)	63	0	2025年10月3日
神奈川	A	63	1,225 (1,162)	63	0	2025年10月4日
新潟	B	63	1,050 (985)	65	2	2025年10月2日
富山	B	63	1,062 (998)	64	1	2025年10月12日
石川	B	63	1,054 (984)	70	7	2025年10月8日
福井	B	63	1,053 (984)	69	6	2025年10月8日
山梨	B	63	1,052 (988)	64	1	2025年12月1日
長野	B	63	1,061 (998)	63	0	2025年10月3日
岐阜	B	63	1,065 (1,001)	64	1	2025年10月18日
静岡	B	63	1,097 (1,034)	63	0	2025年11月1日
愛知	A	63	1,140 (1,077)	63	0	2025年10月18日
三重	B	63	1,087 (1,023)	64	1	2025年11月21日
滋賀	B	63	1,080 (1,017)	63	0	2025年10月5日
京都	B	63	1,122 (1,058)	64	1	2025年11月21日
大阪	A	63	1,177 (1,114)	63	0	2025年10月16日
兵庫	B	63	1,116 (1,052)	64	1	2025年10月4日
奈良	B	63	1,051 (986)	65	2	2025年11月16日
和歌山	B	63	1,045 (980)	65	2	2025年11月1日
鳥取	C	64	1,030 (957)	73	9	2025年10月4日
島根	B	63	1,033 (962)	71	8	2025年11月17日
岡山	B	63	1,047 (982)	65	2	2025年12月1日
広島	B	63	1,085 (1,020)	65	2	2025年11月1日
山口	B	63	1,043 (979)	64	1	2025年10月16日
徳島	B	63	1,046 (980)	66	3	2026年1月1日
香川	B	63	1,036 (970)	66	3	2025年10月18日
愛媛	B	63	1,033 (956)	77	14	2025年12月1日
高知	C	64	1,023 (952)	71	7	2025年12月1日
福岡	B	63	1,057 (992)	65	2	2025年11月16日
佐賀	C	64	1,030 (956)	74	10	2025年11月21日
長崎	C	64	1,031 (953)	78	14	2025年12月1日
熊本	C	64	1,034 (952)	82	18	2026年1月1日
大分	C	64	1,035 (954)	81	17	2026年1月1日
宮崎	C	64	1,023 (952)	71	7	2025年11月16日
鹿児島	C	64	1,026 (953)	73	9	2025年11月1日
沖縄	C	64	1,023 (952)	71	7	2025年12月1日
全国加重平均			1,121 (1,055)	66	—	—

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

令和7年度 特定最低賃金の審議・決定状況

令和8年1月15日時点

都道府県	地域別 最賃	業種	時間額 (円)	効力 発生日
北海道	1,075	処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	1,113	令和7年12月1日
		鉄鋼業	1,165	令和7年12月1日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,116	令和7年12月1日
		船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	1,105	令和7年12月1日
青森	1,029	鉄鋼業	1,109	令和7年12月21日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,045	令和7年12月21日
		百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業	956 (※)	令和6年12月21日
		自動車小売業	963 (※)	令和6年12月21日
岩手	1,031	鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業	1,072	令和8年1月15日
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	1,052	令和8年2月1日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,039	令和8年1月15日
		百貨店、総合スーパー	800 (※)	平成30年12月28日
		各種商品小売業	767 (※)	平成28年12月11日
		自動車小売業	1,068	令和8年1月15日
宮城	1,038	鉄鋼業	1,125	令和7年12月15日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,077	令和7年12月15日
		自動車小売業	1,101	令和7年12月15日
秋田	1,031	非鉄金属製錬・精製業	1,091	令和7年12月25日
		電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業	1,032	令和8年3月31日
		自動車・同附属品製造業	1,060	令和8年3月31日
		自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	1,032	令和8年3月31日
山形	1,032	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	1,070	令和7年12月23日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,055	令和7年12月23日
		自動車・同附属品製造業	1,070	令和7年12月23日
		自動車整備業	1,017 (※)	令和6年12月25日
福島	1,033	非鉄金属製造業	996 (※)	令和7年1月4日
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	928 (※)	令和6年1月12日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	880 (※)	令和4年12月30日
		輸送用機械器具製造業	1,005 (※)	令和6年12月21日
		自動車小売業	1,098	令和8年1月8日
茨城	1,074	鉄鋼業	1,166	令和8年3月1日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,105	令和8年3月1日
		計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	1,115	令和8年3月19日
		各種商品小売業	881 (※)	令和3年12月31日

(注1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

(注2) 「茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金」は令和7年1月15日現在における茨城県地方最低賃金審議会の答申内容を反映しています。

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額 (円)	効力 発生日
栃 木	1,068	塗料製造業	1,159	令和7年12月31日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,070	令和7年12月31日
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	1,104	令和7年12月31日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,105	令和7年12月31日
		自動車・同附属品製造業	1,114	令和7年12月31日
		各種商品小売業	874 (※)	令和2年12月31日
群 馬	1,063	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	1,131	令和8年1月1日
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	1,120	令和8年1月1日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,120	令和8年1月1日
		輸送用機械器具製造業	1,120	令和8年1月1日
埼 玉	1,141	非鉄金属製造業	1,161	令和7年12月1日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,168	令和7年12月1日
		輸送用機械器具製造業	1,165	令和7年12月1日
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	1,177	令和7年12月1日
		各種商品小売業	849 (※)	平成28年12月1日
		自動車小売業	1,152	令和7年12月1日
千 葉	1,140	調味料製造業	889 (※)	平成29年12月25日
		鉄鋼業	1,210	令和7年12月25日
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	922 (※)	平成30年12月25日
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	887 (※)	平成29年12月25日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,169	令和7年12月25日
		各種商品小売業	848 (※)	平成28年12月25日
		自動車(新車)小売業	922 (※)	平成30年12月25日
東 京	1,226	鉄鋼業	871 (※)	平成26年3月23日
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832 (※)	平成22年12月31日
		業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829 (※)	平成22年12月31日
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	838 (※)	平成24年2月18日
神 奈 川	1,225	塗料製造業	894 (※)	平成27年3月1日
		鉄鋼業	874 (※)	平成26年3月15日
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	821 (※)	平成22年12月20日
		ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	857 (※)	平成25年3月1日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890 (※)	平成27年3月1日
		輸送用機械器具製造業	855 (※)	平成25年3月1日
		自動車小売業	842 (※)	平成23年12月21日

(注1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。
(注2)「茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金」は令和7年1月15日現在における茨城県地方最低賃金審議会の答申内容を反映しています。

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額 (円)	効力 発生日
新 潟	1,050	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,005 (※)	令和5年12月27日
		各種商品小売業	932 (※)	令和5年12月30日
		自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	1,053	令和7年12月14日
富 山	1,062	アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・合金圧延業、アルミニウム・合金鋳物、アルミニウム・合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・合金プレス製品製造業	781 (※)	平成27年12月26日
		玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業	1,035 (※)	令和6年12月27日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,002 (※)	令和6年12月26日
		百貨店、総合スーパーマーケット	1,003 (※)	令和6年12月26日
		自動車(新車)小売業	769 (※)	平成23年1月20日
石 川	1,054	綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業	782 (※)	平成29年12月31日
		洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素材材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品製造業	763 (※) 6,102 (日額)	平成11年12月26日
		金属素材材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業	1,090	令和7年12月31日
		電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業	1,064	令和7年12月31日
		自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業	1,090	令和7年12月31日
		百貨店、総合スーパーマーケット	1,060	令和7年12月31日
福 井	1,053	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	830 (※)	令和元年12月24日
		繊維機械、金属加工機械製造業	933 (※)	令和5年12月24日
		電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	857 (※)	令和元年12月24日
		百貨店、総合スーパー	840 (※)	令和2年12月24日
山 梨	1,052	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,100	令和8年2月15日
		自動車・同附属品製造業	1,089	令和8年3月1日
長 野	1,061	印刷、製版業	850 (※)	令和元年12月31日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,105	令和7年12月28日
		計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	1,095	令和8年1月1日
		各種商品小売業	950 (※)	令和5年12月31日
岐 阜	1,065	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965 (※)	令和5年12月21日
		自動車・同附属品製造業	1,117	令和7年12月21日
		航空機・同附属品製造業	1,049 (※)	令和6年12月21日
静 岡	1,097	パルプ・紙・加工紙製造業	786 (※)	平成27年12月31日
		タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	915 (※)	令和3年12月20日
		鉄鋼、非鉄金属製造業	1,117	令和7年12月21日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	1,133	令和7年12月21日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,042 (※)	令和6年12月21日
		各種商品小売業	886 (※)	令和元年12月21日

(注1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

(注2) 「茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金」は令和7年1月15日現在における茨城県地方最低賃金審議会の答申内容を反映しています。

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額 (円)	効力 発生日
愛 知	1,140	染色整理業	732 (※)	平成20年12月16日
		製鉄業・製鋼・製鋼圧延業・鋼材製造業	1,175	令和7年12月16日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	968 (※)	令和3年12月16日
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	875 (※)	平成29年12月16日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	901 (※)	平成30年12月16日
		輸送用機械器具製造業	1,146	令和7年12月16日
		各種商品小売業	847 (※)	平成28年12月16日
		自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業	800 (※)	平成19年12月16日
		自動車(新車)小売業	943 (※)	令和2年12月16日
三 重	1,087	ガラス・同製品製造業	923 (※)	令和3年12月21日
		鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業	739 (※) 5,907 (日額)	平成10年12月15日
		電線・ケーブル製造業	1,097	令和7年12月21日
		洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	843 (※)	平成27年12月20日
		一般機械器具製造業	762 (※)	平成15年12月15日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,031 (※)	令和6年12月21日
		建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業	1,111	令和7年12月21日
滋 賀	1,080	紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業	789 (※)	平成28年12月30日
		ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	1,099	令和7年12月28日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,114	令和7年12月28日
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,105	令和7年12月28日
		自動車・同附属品製造業	1,115	令和7年12月28日
		各種商品小売業	840 (※)	平成30年12月29日
京 都	1,122	金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	933 (※)	令和元年12月22日
		ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業	822 (※)	平成20年12月21日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,136	令和8年1月24日
		輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業	1,076 (※)	令和7年1月19日
		各種商品小売業	938 (※)	令和4年1月26日
		自動車(新車)小売業	939 (※)	令和4年1月26日
大 阪	1,177	塗料製造業	1,191	令和7年12月4日
		鉄鋼業	1,185	令和7年12月1日
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,180	令和7年12月1日
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,197	令和7年12月1日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,197	令和7年12月4日
		自動車・同附属品製造業	1,194	令和7年12月1日
		自動車小売業	993 (※)	令和3年12月1日

(注1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

(注2) 「茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金」は令和7年1月15日現在における茨城県地方最低賃金審議会の答申内容を反映しています。

都道府県	地域別 最賃	業種	時間額 (円)	効力 発生日
兵 庫	1,116	繊維工業	800 (※)	平成28年3月1日
		塗料製造業	1,158	令和7年12月1日
		鉄鋼業	1,180	令和7年12月1日
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	1,150	令和7年12月1日
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	1,117	令和7年12月1日
		電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	1,117	令和7年12月1日
		輸送用機械器具製造業	1,188	令和7年12月1日
		各種商品小売業	797 (※)	平成28年2月1日
		自動車小売業	963 (※)	令和4年12月1日
奈 良	1,051	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	905 (※)	令和3年12月29日
		電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	891 (※)	令和3年12月29日
		自動車小売業	892 (※)	令和3年12月29日
		木材・木製品・家具・装備品製造業	816 (※) 6,527 (日額)	平成元年1月25日
和 歌 山	1,045	鉄鋼業	1,170	令和7年12月30日
		百貨店、総合スーパー	869 (※)	令和3年12月30日
鳥 取	1,030	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	963 (※)	令和6年12月19日
		各種商品小売業	902 (※)	令和5年12月15日
島 根	1,033	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	1,163	令和7年12月13日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,134	令和7年12月19日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,058	令和7年12月14日
		自動車・同附属品製造業	1,094	令和7年12月28日
		百貨店、総合スーパー	905 (※)	令和5年12月28日
		自動車(新車)小売業	1,069	令和7年11月26日
岡 山	1,047	耐火物製造業	1,074	令和8年2月4日
		鉄鋼業	1,166	令和7年12月27日
		空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	1,103	令和8年1月17日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,090	令和8年1月4日
		自動車・同附属品製造業	1,083	令和8年1月21日
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,159	令和8年1月1日
		各種商品小売業	933 (※)	令和6年1月10日

(注1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。
(注2) 「茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金」は令和7年1月15日現在における茨城県地方最低賃金審議会の答申内容を反映しています。

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額 (円)	効力 発生日
広島	1,085	製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業	1,179	令和7年12月31日
		建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業	1,052 (※)	令和7年2月21日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,070 (※)	令和6年12月31日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,110	令和7年12月31日
		自動車・同附属品製造業	1,105	令和7年12月31日
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,080 (※)	令和7年2月21日
		各種商品小売業	903 (※)	令和3年12月31日
		自動車小売業	1,038 (※)	令和7年2月21日
山口	1,043	鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	1,180	令和7年12月15日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,032 (※)	令和6年12月15日
		輸送用機械器具製造業	1,141	令和7年12月15日
		百貨店、総合スーパーマーケット	1,000 (※)	令和6年12月15日
徳島	1,046	造作材・合板・建築用組立材料製造業	876 (※)	令和3年12月21日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,134	令和8年1月1日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,105	令和8年1月1日
香川	1,036	冷凍調理食品製造業	849 (※)	令和3年12月15日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,158	令和7年12月15日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,090	令和7年12月28日
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,159	令和7年12月28日
愛媛	1,033	パルプ、紙製造業	1,113	令和7年12月25日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,114	令和7年12月25日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,107	令和7年12月25日
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,136	令和7年12月25日
		各種商品小売業	854 (※)	令和4年12月25日
高知	1,023	電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	793 (※)	令和元年12月29日
		一般貨物自動車運送業	910 (※)	平成19年6月2日
福岡	1,057	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,176	令和7年12月10日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,137	令和7年12月10日
		輸送用機械器具製造業	1,147	令和7年12月10日
		百貨店、総合スーパーマーケット	1,065	令和8年2月1日
		自動車(新車)小売業	1,131	令和7年12月10日
佐賀	1,030	陶磁器・同関連製品製造業	957 (※)	令和6年12月21日
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業	1,010 (※)	令和6年12月20日
		発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	996 (※)	令和6年12月19日

(注1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。
(注2)「茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金」は令和7年1月15日現在における茨城県地方最低賃金審議会の答申内容を反映しています。

都道府県	地域別 最賃	業種	時間額 (円)	効力 発生日
長崎	1,031	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875 (※)	令和元年12月7日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864 (※)	令和3年12月29日
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	875 (※)	令和元年11月29日
熊本	1,034	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,063	令和8年1月1日
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,074	令和8年1月1日
		百貨店、総合スーパー	855 (※)	令和4年12月15日
大分	1,035	鉄鋼業	1,176	令和7年12月25日
		非鉄金属製造業	1,116	令和7年12月25日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,066	令和7年12月25日
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,055	令和7年12月25日
		各種商品小売業	716 (※)	平成28年12月25日
		自動車(新車)小売業	1,061	令和7年12月25日
宮崎	1,023	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	678 (※)	平成26年12月26日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	831 (※)	令和3年12月24日
		各種商品小売業	705 (※)	平成27年12月24日
		自動車(新車)小売業	927 (※)	令和5年12月20日
鹿児島	1,026	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	842 (※)	令和3年12月17日
		百貨店、総合スーパー	693 (※)	平成26年12月26日
		自動車(新車)小売業	1,048	令和7年12月28日
沖縄	1,023	糖類製造業	769 (※)	平成30年11月25日
		新聞業	879 (※)	令和4年11月17日
		各種商品小売業	770 (※)	平成30年11月23日
		自動車(新車)小売業	770 (※)	平成30年11月18日

(注1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

(注2) 「茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品製造業最低賃金」は令和7年1月15日現在における茨城県地方最低賃金審議会の答申内容を反映しています。

2026年 2月 10日

鳥取労働局長

山下 禎博 殿

鳥取市立川町7-101
電機連合鳥取地域協議会
議長 田中 智史

特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定により、特定（産業別）最低賃金の改正決定について、下記の通り申し出を行うことを表明する。

記

1. 特定（産業別）最低賃金の件名

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

2. 特定（産業別）最低賃金

鳥取県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業を除く。）、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者は除く。

- ① 18歳未満または65歳以上の者
- ② 雇入後6ヶ月未満の者であって技能習得中の者
- ③ 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ) 清掃または片付けの業務
 - ロ) 手作業によりまたは手工具、もしくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、包装または箱詰め業務

3. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

4. 申し出の時期

2026年7月末

以上



2026年2月10日

鳥取労働局長
山下 禎博 殿

鳥取市天神町 30-5
U A ゼンセン鳥取県支部
支部長 浅山 里奈

令和8年度における特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定により、令和8年度において下記内容の特定（産業別）最低賃金の改正申し出を行う意向を表明します。

記

1. 特定（産業別）最低賃金の件名

鳥取県各種商品小売業最低賃金

2. 申し出の理由

鳥取県内の各種商品小売業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出することとしている。

3. 申し出の時期

2026年7月末日迄

以上



意向表明時点における特定（産業別）最低賃金の適用労働者数及び適用使用者数

1 改正

最低賃金の件名及び産業分類	適用使用者数	適用労働者数 (基幹的労働者数)
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	181 件※①	6,873 人※①
	(184 件)	(7,734 人)
鳥取県各種商品小売業最低賃金	9 件※②	1,356 人※②
	(7 件)	(1,190 人)

・（ ）内の数字は昨年度の数值

※①令和3年経済センサス事業所母集団データベース（令和4年次フレーム確報）を基に、事業場の成立及び廃止情報及び令和7年度実施の最低賃金基礎調査の情報により修正して算出した。

※②全数調査した結果及び令和7年度実施の最低賃金基礎調査等の情報により修正して算出した。

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月6日(日)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月27日(火)		11月26日(木)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(火)		9月16日(水)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月7日(月)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月28日(水)		11月27日(金)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月2日(金)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月3日(土)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月4日(日)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月5日(月)		10月20日(火)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月5日(木)		12月5日(土)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月7日(水)		10月22日(木)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月13日(火)		10月28日(水)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月30日(月)		12月30日(水)
10月30日(金)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
10月31日(土)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)

鳥取地方最低賃金審議会事業場視察実績

○平成 29 年度：平成 29 年 7 月 31 日(月)

(午前中に視察、午後、本審と第 1 回専門部会)

視察事業場 オリイ精機(株) (代表取締役 小林正昭)
 所在地 鳥取市若葉台南 7 丁目 4 番 3 号
 業務内容 プレス自動化装置等の製造
 労働者数 39 人

○平成 30 年度：平成 30 年 7 月 25 日(水)

(県最賃の諮問を行う審議会において事業場視察について決定、目安伝達を行う審議会の前に実施・7 月 2 日に本審、25 日に視察、30 日に本審)

視察事業場 (株)吉谷機械製作所 (代表取締役 吉谷典雄)
 所在地 鳥取市古海 3 5 6 - 1
 業務内容 消防ポンプ自動車・消防用機械器具の製造販売等
 労働者数 82 名

○令和元年度：令和元年 7 月 17 日(水)

(県最賃の諮問を行う審議会において事業場視察について決定、目安伝達を行う審議会の前に実施・7 月 5 日に本審、17 日に視察、8 月 2 日に本審)

視察事業場 (株)ファイナル (代表取締役会長 森下 辰夫)
 所在地 鳥取市上味野 1 5 番地
 業務内容 健康食品、健康茶の委託製造
 労働者数 82 名

○令和 2 年度・令和 3 年度 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止

○令和 4 年度：令和 4 年 6 月 17 日(金)

(令和 4 年 4 月中に全委員に対し、面談等により、本審開催前に事業場視察を公労使代表委員により実施することで了承、6 月 17 日に視察実施、7 月 4 日本審にて報告)

視察事業場 (株)アキラス (代表取締役 河毛 寛)
 所在地 鳥取市河原町今在家 6 0 0 今在家工場
 業務内容 食料品製造業 (弱電業務も実施)
 労働者数 35 名

○令和5年度：令和5年6月16日(金)

(令和5年4月中に全委員に対し、面談等により、本審開催前に事業場視察を公労使代表委員により実施することで了承、6月16日に視察実施、7月7日本審にて報告)

視察事業場 (株)エスマート (代表取締役社長 寺谷 淳)
エスマート鳥取南IC店 (店長 横田秀美)
所在地 鳥取市河原町布袋 198-1
業務内容 各種食料品小売業
労働者数 498名 (企業全体)

○令和6年度：令和6年6月24日(月)

(第543本審にて委員全員参加の方向性が示されたが、視察先業場との調整の結果、公労使代表委員により実施、7月1日本審にて報告)

視察事業場 (株)丸由 (代表取締役 岡 周一)
丸由百貨店 (店長 田中秀明)
所在地 鳥取市今町 2-151
業務内容 各種商品小売業
労働者数 111名 (企業全体)

○令和7年度：令和7年6月23日(月)

(第549本審にて委員全員参加の方向性が示され実施、7月14日本審にて報告)

視察事業場 気高電機 (株) (代表取締役 羽馬好幸)
所在地 鳥取市気高町宝木 1561-8
業務内容 電気機械器具製造業
労働者数 209名

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（抄）

令和5年11月29日
府地創第327号
令和5年12月22日
一部改正
令和6年4月1日
一部改正
令和6年12月17日
一部改正
令和7年4月1日
一部改正
令和7年5月27日
一部改正
令和7年12月16日
一部改正

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、基本的な枠組みを定める。

第1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の目的

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に掲げる物価高から国民生活を守るの事項、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に掲げる物価高の克服の事項又は「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に掲げる生活の安全保障・物価高への対応の事項（以下「経済対策」という。）についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

実施計画に基づく事業に要する費用のうち、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

第3 交付金の交付の対象

1 交付対象者

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）の交付対象者は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「地方公共団体」という。）とする。

2 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

- 一 実施計画を作成する地方公共団体（以下「実施計画作成地方公共団体」という。）が、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生に資する事業（経済対策に対応した事業）の実施に要する費用の全部又は一部を負担する地方単独事業であること。
- 二 地方公共団体の令和5年度予算、令和6年度予算若しくは令和7年度に計上され実施される事業又は令和5年度予算、令和6年度予算若しくは令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。
- 三 令和5年4月1日以降に実施される事業であること。

3 交付対象経費

交付金の交付対象経費は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用とする。

第4 交付限度額

- 1 地方公共団体ごとの交付限度額は、別紙1により算定される額とする。

- 2 内閣総理大臣は、交付限度額を算定したときは、地方公共団体に通知するものとする。

第5 実施計画の作成及び提出等

1 実施計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする一の地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

- 一 実施計画作成地方公共団体の名称
- 二 交付対象事業の名称及び事業の概要
- 三 交付対象事業と経済対策との関係
- 四 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費
- 五 事業実施期間
- 六 その他必要な事項

2 実施計画の変更

地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

3 交付対象事業の実施状況及びその効果の公表

地方公共団体は、実施計画に基づき交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果を事業が完了した日の属する年度（以下「事業完了年度」という。）の翌年度末までにインターネット等の利用により公表するとともに、事業完了年度の翌々年度の4月末までに内閣総理大臣に公表の完了を報告するものとする。

第6 配分計画の作成

内閣総理大臣は、地方公共団体から第5の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該実施計画における交付対象経費について判断し、内閣総理大臣が別に定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして、配分計画を作成する。この場合、各地方公共団体の交付金の総額は、第4の1により算定される地方公共団体ごとの交付限度額以内となる

ことを勘案して定めるものとする。ただし、特別区については、すべての特別区の存する区域を一の市町村とみなして算出した交付限度額以内となることを勘案して、すべての特別区分を合算した額として定めるものとし、各特別区の交付金の総額については、別途都が定めるものとする。

第7 交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第6により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第8 交付金の交付

交付金の交付事務は、交付担当大臣がその定めるところにより行う。

第9 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、実施計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この決定は、令和5年11月29日から施行する。

附 則

この決定は、令和5年12月22日から施行する。

附 則

この決定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この決定は、令和 6 年 12 月 17 日から施行する。

附 則
この決定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この決定は、令和 7 年 5 月 27 日から施行する。

附 則
この決定は、令和 7 年 12 月 16 日から施行する。

別紙 1

各地方公共団体の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る交付限度額は、都道府県については以下の(1)、(11)、(13)及び(14)の算定額、市町村分については以下の(1)から(14)の算定額の合計額とする。

(1) 令和5年11月29日限度額通知に係る分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている都道府県にあつては、当該算定した額に令和5年10月16日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口×A」とあるのは「ウクライナからの避難民×A」と、「事業所数×β×D+人口×E×F)×G」とあるのは「ウクライナからの避難民×400×F)」と読み替えるものとする。

算式

$$840 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + 660 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F) \times G \times \gamma$$

※840円×人口×A×B×C×α 及び 660円×(事業所数×β×D+人口×E×F)×G×γ に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

人口：国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した令和2年10月1日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）附則第21条の規定が適用される団体については、当該規定の適用後の人口をいう。
以下(11)ア、(13)ア及び(14)アにおいて同じ。

事業所数：経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）によって公表された令和3年度経済センサス活動調査（甲調査）における事業所の数（事業内容等不詳の事業所を除く。）をいう。以下同じ。

算式の符号

A：次の表の都道府県区分に対応する率

(14) 令和7年12月16日限度額通知に係る分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$1,980 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times \alpha + 2,270 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times E + \text{人口} \times F \times G) \times H \times I \times \gamma$

※ $1,980 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times \alpha$ 及び $2,270 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times E + \text{人口} \times F \times G) \times H \times I \times \gamma$ に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

算式の符号

A：次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数（総合）の伸び率（令和6年10月分から令和7年9月分までの2020年基準消費者物価指数（総務省において作成する各月次の2020年基準消費者物価指数のうち「総合」に係る指数をいう。）の合計数を令和5年10月分から令和6年9月分までの2020年基準消費者物価指数の合計数で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から1を控除して得た数をいう。以下(14)において同じ。）が0.03242以上の都道府県	1.10
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数（総合）の伸び率が0.03029以上0.03242未満の都道府県	1.05
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数（総合）の伸び率が0.03029未満の都道府県	1.00

B：年少者人口割合 $\times 0.5$ + 高齢者人口割合 $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和7年8月6日に総務省が公表した同年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登録人口に占める年少者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登録人口に占める

年少者住基人口の割合 (0.113) で除して得た数値 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

高齢者人口割合：令和7年8月6日に総務省が公表した同年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登録人口に占める高齢者住基人口の割合 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) を、全国の住民基本台帳登録人口に占める高齢者住基人口の割合 (0.289) で除して得た数値 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

C：次の表の都道府県区分に対応する率 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

都道府県区分	率
一人当たり県民所得が 2,712 千円未満の都道府県	1.4
一人当たり県民所得が 2,712 千円以上 2,946 千円未満の都道府県	一人当たり 県民所得 / 1,000 × - 0.00171 + 6.03766
一人当たり県民所得が 2,946 千円以上の都道府県	1.0

D：当該都道府県の普通交付税に関する省令別表第四(1)に定める地域区分に応ずる人口にそれぞれイ算式の符号Dに定める率を乗じて得た数値の合計数を当該率を乗ずる前の数値で除して得た率 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

α ：別に定める乗率

β ：22.172930537

E：次の表の都道府県区分に対応する率 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

都道府県区分	率
中小企業割合が 0.99885 以上の都道府県	1.3
中小企業割合が 0.99693 以上 0.99885 未満の都道府県	中小企業割合 × 156.250

	-154.770
中小企業割合が 0.99693 未満の都道府県	1.0

F：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超え 2,100,000 人までの数	0.33
2,100,000 人を超え 2,500,000 人までの数	0.50
2,500,000 人を超え 3,500,000 人までの数	0.63
3,500,000 人を超え 5,000,000 人までの数	0.67
5,000,000 人を超え 6,000,000 人までの数	0.56
6,000,000 人を超え 8,000,000 人までの数	0.48
8,000,000 人を超える数	0.12
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.91
同上 300,000 人を超え 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超え 900,000 人までの数	0.89
同上 900,000 人を超える数	0.83

G：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
第一次産業就業者数割合が 0.078 以上の都道府県	1.3
第一次産業就業者数割合が 0.034 以上 0.078 未満の都道府県	第一次産業 就業者数割 合×6.81896 +0.76816
第一次産業就業者数割合が 0.034 未満の都道府県	1.0

H：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
地域別最低賃金額改定の目安に対する引上げ額の割合（令和5年度から令和7年度までの地域別最低賃	1.3

金の引上げ額（令和7年度に決定された地域別最低賃金額から令和5年度に決定された地域別最低賃金額を控除した額）を、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会に提示した令和6年度及び令和7年度の地域別最低賃金額改定の目安の合計額で除して得た数をいう。以下（14）アにおいて同じ。）が1.25以上の都道府県	
地域別最低賃金額改定の目安に対する引上げ額の割合が1.00以上1.25未満の都道府県	地域別最低賃金額改定の目安に対する引上げ額の割合× 1.200 - 0.200

$$I : (1.21 - \text{財政力指数}) \times 1.3 + 0.2$$

I が 0.2 を下回る場合には 0.2 とし、1.4 を上回る場合には 1.4 とする。

財政力指数：地方交付税法第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で令和 4 年度、令和 5 年度及び令和 6 年度に係るもの（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算したものの 3 分の 1 の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下（14）において同じ。

γ ：別に定める乗率

都道府県の交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分（食料品の物価高騰に対する特別加算分を含む。）

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$1,770 \text{ 円} \times \text{人口} \times (A \times B \times C \times D \times \alpha + A' \times B \times C \times \beta) + 2,030 \text{ 円}$$

- × (事業所数 × γ × E + 人口 × F × G × H) × I × δ
- ※1,770円 × 人口 × A × B × C × D × α 、1,770円 × 人口 × A' × B × C × β 及び 2,030円 × (事業所数 × γ × E + 人口 × F × G × H) × I × δ に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。
- ※食料品の物価高騰に対する特別加算分は、1,770円 × 人口 × A' × B × C × β により算定。

算式の符号

A：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
消費者物価指数（総合）の伸び率が 0.03242 以上の都道府県庁所在市等	1.10
消費者物価指数（総合）の伸び率が 0.03029 以上 0.03242 未満の都道府県庁所在市等	1.05
消費者物価指数（総合）の伸び率が 0.03029 未満の都道府県庁所在市等	1.00

※都道府県庁所在市等以外の市町村については、当該市町村の属する都道府県のアの算式の符号Aに規定する率とする。

A'：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
消費者物価指数（食料）の伸び率（令和6年10月分から令和7年9月分までの2020年基準消費者物価指数（総務省において作成する各月次の2020年基準消費者物価指数のうち「食料」に係る指数をいう。）の合計数を令和5年10月分から令和6年9月分までの2020年基準消費者物価指数の合計数で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から1を控除して得た数をいう。以下（14）イにおいて同じ。）が0.06596以上の都道府県庁所在市等	1.10
消費者物価指数（食料）の伸び率が 0.06074 以上 0.06596 未満の都道府県庁所在市等	1.05
消費者物価指数（食料）の伸び率が 0.06074 未満の都道府県庁所在市等	1.00

※都道府県庁所在市等以外の市町村については、当該市町村の属する都道府県における都道府県庁の置かれている市の率とする。

B：年少者人口割合 × 0.5 + 高齢者人口割合 × 0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和7年8月6日に総務省が公表した同年1月1日における当該市町村の住民基本台帳登録人口に占める年少者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登録人口に占める年少者住基人口の割合（0.113）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

高齢者人口割合：令和7年8月6日に総務省が公表した同年1月1日における当該市町村の住民基本台帳登録人口に占める高齢者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登録人口に占める高齢者住基人口の割合（0.289）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

C：次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市 町 村 区 分	率
一人当たり地方税収が 109,415 円未満の市町村	1.4
一人当たり地方税収が 109,415 円以上 260,271 円未満の市町村	一人当たり 地方税収／ 1,000×－ 0.00265＋ 1.68995
一人当たり地方税収が 260,271 円以上の市町村	1.0

D：普通交付税に関する省令別表第四(1)に定める地域区分に応ずる次の表に定める率

4級地	1.4
3級地	1.3
2級地	1.2
1級地	1.1
無級地	1.0

α : 別に定める乗率

β : 1.371622578

γ : 22.870462212

E : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市 町 村 区 分	率
中小企業割合が 0.99975 以上の市町村	1.3
中小企業割合が 0.99696 以上 0.99975 未満の市町村	中小企業割合×107.527 －106.200
中小企業割合が 0.99696 未満の市町村	1.0

F : 地方交付税法第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超え 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超え 400,000 人までの数	0.67
400,000 人を超え 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.53
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超え 80,000 人までの数	0.15
同上 80,000 人を超え 88,000 人までの数	0.14
同上 88,000 人を超え 92,000 人までの数	0.21
同上 92,000 人を超え 96,000 人までの数	-0.43
同上 96,000 人を超える数	-1.72

G : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市 町 村 区 分	率
第一次産業就業者数割合が 0.117 以上の市町村	1.3

第一次産業就業者数割合が 0.034 以上 0.117 未満の市町村	第一次産業就業者数割合×3.63636 +0.87636
第一次産業就業者数割合が 0.034 未満の市町村	1.0

H : 次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
令和 7 年 4 月 1 日において、区域の全部又は一部が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

I : $(1.21 - \text{財政力指数}) \times 1.1 + 0.2$

I が 0.2 を下回る場合には 0.2 とし、1.4 を上回る場合には 1.4 とする。

δ : 別に定める乗率

市町村の交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金の募集

募集概要

物価高騰による厳しい経営環境が続く中であっても、一定水準以上の賃金引上げを行う県内中小企業者の生産性向上等を支援する「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」について、以下のとおり募集します。詳細は募集要領をご確認ください。

[募集要領\(pdf:815KB\)](#) [補助金交付要綱\(pdf:288KB\)](#)

※本補助金は、国の重点支援地方交付金を活用して実施しています。

■ 昨年からの変更点等

ア 小規模企業者の補助金上限額の拡充

中小企業者に対する「大規模成長投資型」の補助金上限額を500万円から750万円に拡充

イ 賃上げ期間の柔軟な設定（継続）

賃上げの確認期間を令和6年10月以降とすることで、賃上げ期間を長く設定できるように措置

ウ 経営診断を支援メニューに追加

賃上げと生産性向上の好循環を創出するため、小規模企業者に対する経営診断を新たに追加。経営診断を受けた小規模企業者については補助率を引上げ

エ その他

事業着手を認定日以降から申請日以降に変更

ただし、認定申請後に着手したものであっても、認定に係る審査の過程で補助対象事業（経費）として認められない場合がありますので、ご注意ください。

募集期間

令和8年6月30日まで

（事業期間（最長）：令和8年12月31日 実績報告期限：令和9年1月10日 ※厳守）

申請方法

電子申請

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19777

郵送等

送付先

鳥取県商工労働部企業支援課（鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金事務局）

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

認定申請に必要な書類等

ア [補助事業実施計画書（様式第1号）](#) (docx:42KB) [記載例](#) (docx:58KB)

イ [賃金引上げ計画の計算書（様式第1号別記1）](#) (xlsx:14KB) [記載例](#) (docx:32KB)

ウ [賃金引上げ・生産性向上経営計画書](#) (xlsx:15KB)（様式第2号別記2 ※大規模成長投資型のみ）

エ 直近（1期分）の決算書（※大規模成長投資型のみ）

オ 事業者の概要がわかる資料等（事業者の概要はパンフレット等でも可）

カ 補助事業内容が分かるもの（導入したい機械、システムの内容、展示会の内容、研修内容等）

キ 基準期間の組織体制・従業員の数・配置を示した資料 [資料イメージ](#) (pptx:51KB)

鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金

【募集要領】

募集期間について	
収益力強化型	: 令和8年1月26日(月)から令和8年6月30日(火)まで
大規模成長投資型	: 令和8年1月26日(月)から令和8年6月30日(火)まで
※ただし、予算がなくなり次第終了となります。	
認定時期(予定)について	
収益力強化型	: 随時
大規模成長投資型	: 認定申請日の翌月下旬(審査会を毎月下旬に開催予定)
※早期着手が必要な事業者は早めに申請してください。特に、大規模成長投資型については、認定が翌月下旬となるため、事業期間を考慮してください。	
補助事業の実施期間について	
収益力強化型	: 認定申請日から令和8年12月31日(木)まで
大規模成長投資型	: 認定申請日から令和8年12月31日(木)まで
お問合せ・申請先について	
(お問合せ) 鳥取県商工労働部企業支援課(鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金事務局) 電話 0857-26-7988(平日9時から17時) ファクシミリ 0857-26-8078 電子メール : kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp ホームページ : https://www.pref.tottori.lg.jp/318420.htm	
(申請先) 電子申請 : https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19777	
(郵送・持参先) 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 鳥取県商工労働部企業支援課(鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金事務局)	

※本補助金は、国の重点支援地方交付金を活用して実施しています

令和8年1月
鳥取県商工労働部企業支援課